

## 平城宮および京跡出土の木簡

### 平城宮跡発掘調査部

1977年度の平城宮および京跡の調査で総計584点の木簡が出土した。遺構別の出土点数は右表に掲げた。ここでは興味深い内容のものや、遺跡の性格を明らかにできるものを中心に報告する。主な木簡の積文はすでに「平城宮発掘調査出土木簡概報(12)」(1978年4月刊)に報告した(口絵4, 7頁の積文参照)。

**推定第1次朝堂院地区(第102次調査)** 南北溝  
S D 3715と南北堀 S A 8410から総計30点が出土した。S D 3715は推定第1次および第2次朝堂院地区の間を流れる南北溝で、上層・下層溝の二時期に分けられ、木簡は両時期の溝から各14点出土した。年紀を有するものは、上層溝から「去天平五年八月廿一日」とある服喪による請假文書1点があるのみである。

調査地	出土遺構	点数
第一次 朝堂院 (第102次)	S D 3715	28
	S A 8410	2
東 院 (第104次)	S D 8600	125
	S K 8630	13
	S B 8580	3
	S A 3237	2
	S A 8576	3
	S A 8581	1
	S B 8592	1
	S B 8638	2
	S A 8654	2
	S D 3236	155
	そ の 他	6
左京三条二坊七坪 (103-1次)	S X 1678	1
右京北辺坊二坊 (103-16次)	S E 15	1
薬師寺	S E 05	233
計		584

### 木簡出土遺構一覧

同じ上層溝から出土した釘製作に関する文書(表)「受古釘六隻重十二斤〔作カ〕 担二斤八両 口九斤八両 五寸打合釘」(裏)「五十一隻 四月廿日刑部麻呂」は、木簡と紙の文書の関係をうかがわせる史料であろう。天平宝字六年(762)造石山寺所鉄充并作上帳は、日毎の鉄製品の製作・進上を整理・記録した帳簿であるが(大日本古文書5-60, 62.15-292-306)、その一日分の記載形式と本木簡の記載形式は同じである。鉄製品の製作ごとに木簡が作られ、製品に副えて進上され、一定期間の後にそれらの木簡を基に、鉄充并作上帳が作られたのであろう。S A 8410柱掘形埋土から出土した若狭国遠敷郡の米の付札「少丹生里米七斗〔戸カ〕 衆人老五 □」は、里制であることや里名記載が和銅六年の国郡里名の好字表記の制より前の表記法であることなどから、和銅年間のものであろう。

**東院地区(第104次調査)** 15個所の遺構から総計319点が出土した。そのうちA期の斜行溝 S D 8600とD期の南北溝 S D 3236出土のものは質量ともに豊富なので、これらを中心にのべる。

斜行溝 S D 8600からは堆積土と埋土から出土した。年紀のあるものは、堆積土から和銅二年(719), 同四年, 同五年(各1点), 同六年(4点), 同八年(霊亀元年1点)の8点が、埋土から和銅七年1点が出土しているので、本溝出土木簡は和銅から霊亀初を下限とするものであろう。内容的には貢進物付札が多い。和銅の付札の記載形式には藤原宮木簡にみえる古い要素が残っている。例えば、貢進者の記載形式が藤原宮木簡では「某里人某」の形式で、和銅年間を境に「某里戸主某」の形式に変わることが指摘されているが(奈良国立文化財研究所, 「藤原宮木簡一」解説)、本溝出の付札で



比して多い。その中でも、特に宮内造営関係の木簡が下層溝からまとまって10点出土しているのが注目に値する。仕丁・木工・鉄工に関する文書や削屑、「木工并仕丁粮」とある題籤、釘作製に関する文書・題籤、泉津からの材木の運搬に関する文書、「造勅旨省司」とある削屑などである。これら造営木簡は年紀を有するものがないが、共伴の木簡の年代からすれば、神護景雲元年(767)四月に完成する東院玉殿に関わる東院改造との関係が十分考えられる(続日本紀)。さらに「造勅旨省司」の削屑からみて、直接には勅旨省造営に関するものである可能性も存している。「造勅旨省司」は初見の官司名で、勅旨省造営のために臨時に設けられた官司であろう。勅旨省は天平宝字八年(764)十二月に初見し、延暦元年(782)四月に廃される(続日本紀)。一説に天平宝字六年に創設され、詔勅の発令や勅旨による宮中調度の調達を職務とし、宝字末年の皇権の分裂の中で、孝謙上皇・道鏡が淳仁天皇・大師藤原仲麻呂に対抗して設けたものといわれている。本調査区のすぐ北の第22次南調査で「勅旨省」という墨書須恵器が出土しており、更に東院と称徳天皇との深い関係などを考えあわせると、勅旨省が東院の一部に存在した可能性が考えられる。このほか遺跡の性格を考える上で、上層溝出土の東宮坊所管の「舎人監解」の文書や「供御所」の土師皿請求文書が注目できる(7頁積文参照)。後者は、土師皿を支給した官司の大進(大進は職・坊の判官)が判充の署名をし、下部中央に小穴をうがつなど木簡の使い方を考えさせる史料でもある。上層溝出土の木尺に万葉仮名文(表)「目毛美須流安保連紀我許等乎志宜見賀毛美夜能字知可礼弓□」(裏)「『奈尔』」を習書したものは、国語学上また奈良時代の尺を考える上で貴重な史料である。下端を折損しているが、幅を1寸(3.0cm)に作り、表に1尺目(30cm)、裏に5分刻みで5寸分の目盛をうつ。

貢進物付札では、上層溝出土の宝亀五年の上総国夷漕郡の調鮑付札が、正倉院所蔵の調庸絶布墨書銘と同じく専当国司・郡司名を記載する形式の珍しい史料であり、下層溝からは、越前国鹿蘇駅に当る「返駅子」の調付札や大和国十市郡奄知村からの貢進物付札も出土している。**左京三条二坊七坪**(第103-1次調査) 発掘区南端に検出した河川 SX1678の屈曲部から木片や8世紀前半の土器とともに木簡1点が出土した。「八田須支九口受<sup>(道カ)</sup>守石村」という鋤の授受に関する文書である。「八田須支」は当時吉備地方が鋤などの生産地であったことから、備中国下道郡八田郷産の鋤の意であろう。

**薬師寺境内地** 東僧房跡の北、現売札所の東の地区の調査で検出した井戸 SE05から出土した。年紀をもつ木簡は霊亀二年(716)が3点あり、伴出遺物も本薬師寺式瓦や奈良時代初頭の土師器である。薬師寺の平城京移建は養老二年(718)と伝え(長和四年「薬師寺縁起」)、それ以前の木簡である点が注目される。多量の木片や削屑も伴出しているので、SE05は薬師寺造営中に使われた井戸であろう。内容的には習書が、形態上では削屑が大半を占める。霊亀二年の年紀をもち「千字文」冒頭部を習書した木簡は、藤原宮出土の千字文習書木簡(奈良県教育委員会「藤原宮跡出土木簡概報」35号)に次いで古く、殊に年紀をもつものとしては最古のもので、千字文の普及を考える上で重要である。

(今泉 隆雄)